

前回計画からの主な進捗・成果について

●差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・令和3年8月に大津町権利擁護推進センター(大津町地域包括支援センター内)を設置し、権利擁護に関する相談また支援体制の充実を図りました。また、毎月第2木曜日と第4木曜日に熊本県弁護士会及び町顧問弁護士による法律相談を実施し、専門的な相談内容への対応に努めました。
- ・令和4年度より社会福祉協議会において、成年後見制度に基づく法人後見事業を開始しました。
- ・障がいへの理解また配慮の促進にむけて、熊本県と連携し、令和3年10月からヘルプマークの窓口交付を開始しました。
- ・虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整会議を定期的に行いました。

●生活支援のための環境づくり

- ・既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援などの取り組みを活かしつつ、地域の幅の広い支援関係機関の連携のもと、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくり支援を一体的に実施することで、相談者とその家族の複合化・複雑化した支援ニーズに包括的に対応する重層的支援体制について、令和4年度より事業を開始しました。また、事業を適切かつ効果的に実施するため、同年に「大津町重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しました。
- ・障がい福祉に関する各種制度やサービスに関する情報をまとめた「大津町障がい福祉ガイドブック」を作成し、必要に応じて適宜、改訂・増刷等を行いました。
- ・相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和4年8月に基幹相談支援センターを開設しました。
- ・新庁舎の設置に際し、建替え時に1階に主要な窓口の配置やバリアフリースイールの設置を行うとともに、音声誘導装置設置等、障がいのある人を含めて来庁者に配慮した整備を行いました。
- ・令和4年9月に公営住宅等長寿命化計画の改定し、今後、公営住宅の建替えや改修時にはバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を進めるよう決めました。
- ・コロナの影響等により経済的に困窮している女性を支援するため、生理用品の無償配布を行いました。

●雇用と就労、多様な社会参加の推進

- ・障がいのある人の一般就労の促進について、4名の方が就労支援事業を活用して一般就労へ移行されました。

●安全・安心対策の推進

- ・災害時の避難行動要支援者の個別支援計画について、障害のある人を含む439名の個別支援計画を策定しました。

●障がい児支援の充実

- ・障がい児への支援の充実や早期の支援開始に向けて、巡回支援専門員を派遣し、26 か所の保育所・幼稚園、小中学校等へ巡回支援及び講演会等を開催しました。
- ・特別支援教育について広く周知を図るため、令和3年度当初に、町独自ガイドブック「特別支援教育ってなに？」を作成し、町内の関係施設や就学相談の際に配布を行いました。
- ・学校施設のバリアフリー化にむけて、令和4年度に敷地内及び校舎内の通路において段差がある箇所について調査を行いました。（結果としては、児童用昇降口はすべての学校でスロープ等により対応済みでしたが、正面玄関や、教室に入る際の段差については、解消できていない部分もありました。）